

マイナンバーお届けのお願い

平成28年度
税制改正

当金庫でNISA口座をご利用されているお客さまは、平成29年9月末までにマイナンバーのお届けおよび当金庫での登録が完了しますと、以後の手続きをすることなく、平成30年以後も当金庫でNISA口座を継続利用することができます。

この機会にマイナンバーをお届けいただきますよう、ご来店をお願い申し上げます。

本状は、当金庫にマイナンバーをお届けいただいていないお客さまに送付させていただいております。以下の図に従って、必要なお手続きをお願いします。

なお、本状と行き違いですでにマイナンバーをお届けいただいている場合は、なにとぞご容赦ください。

はい

マイナンバーをお届けください。

登録完了までにお時間を要するため、平成29年9月22日(金)までにお届けいたします。

平成30年以降も
当金庫でNISA
口座をご利用
されますか。

特段の手続きを行うことなく、「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなされる(「みなし提出」)ことになり、当金庫でNISA口座が継続利用できます。

平成29年10月1日において、マイナンバーのお届けおよび当金庫での登録が完了しない場合は、マイナンバーの届出に加えて新たに「非課税適用確認書の交付申請書」をご提出いただく必要があります。

いいえ

平成30年以後のNISA口座利用の有無に関わらず、NISA口座を開設しているお客さまは、平成30年末までにマイナンバーをお届けいただく必要がございます。



ご注意ください

NISA口座を利用されているお客さまが、平成29年9月末までにマイナンバーをお届けおよび当金庫での登録が完了していない場合、継続利用のお手続きをしていただかないと、平成30年以後の非課税投資枠が設定されずNISA口座での買付等が行えなくなります。

NISA口座にて「定時定額購入取引」や「分配金再投資」をご利用中のお客さまは、自動的に課税口座(特定口座・一般口座)でのご購入となります。




平成29年12月31日までにNISA口座で購入し、口座に受け入れられたものについては、購入した年の1月1日から5年間は非課税制度の適用を継続して受けることができます。よって、平成30年以後の継続利用の手続きをされなかった場合も、非課税期間内であれば、非課税での換金は可能です。

▶ 勘定設定期間と手続き

平成29年		平成30年～	
第1期間 平成26年1月1日～平成29年12月31日		第2期間 平成30年1月1日～平成35年12月31日	
～9月末日		～12月末日	1月1日～
マイナンバーを届出する		「みなし提出」が適用、再度の口座開設手続きは不要になります	
マイナンバーを届出しない		マイナンバーの届出に加えて新たに「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要です	

マイナンバーのお届出に必要な書類一覧

下記の番号確認書類と身元確認書類をご用意ください。

ご本人 がお届出の場合	番号確認書類	身元確認書類
	■個人番号カード(この書類の場合は、これのみ) 	
■通知カード 	顔写真入り確認書類の場合は1種類 (運転免許証、パスポート、在留カード等)	
	顔写真のない確認書類の場合は2種類 (住民票の写し、健康保険証、年金手帳等)	
マイナンバーが記載された ■「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」 ※6か月以内に作成されたものに限り。	顔写真入り確認書類の場合は1種類 (運転免許証、パスポート、在留カード等)	
	顔写真のない確認書類の場合は左記のほか1種類 (健康保険証、年金手帳等)	

下記の代理権確認書類、**代理人**の身元確認書類、**口座開設者本人**の番号確認書類をご用意ください。

代理人 がお届出の場合	代理権確認書類	代理人の身元確認書類	本人の番号確認書類
	法定代理人の場合は、戸籍謄本その他の資格を証明する書類		顔写真入り確認書類の場合は1種類 (個人番号カード、運転免許証、パスポート等)
顔写真のない確認書類の場合は2種類 (住民票の写し、健康保険証、年金手帳等)			
任意代理人の場合は、委任状		顔写真入り確認書類の場合は1種類 (個人番号カード、運転免許証、パスポート等)	上記と同様の本人の番号確認書類が必要です。
		顔写真のない確認書類の場合は2種類 (住民票の写し、健康保険証、年金手帳等)	

ご不明な点がございましたら、お取引店までご連絡ください。